

# 緊急事態宣言等の影響を受ける邑南町飲食店向け給付金

## 【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大により、都市圏で緊急事態宣言が再発令されました。これらの宣言は飲食店の営業時間短縮に重きを置いたものであったため、邑南町のように感染が抑えられている地域においても飲食店の利用を控える傾向が非常に強くなり、町内の飲食店も緊急事態宣言の発令地域と同様に厳しい経営環境に置かれています。こうした飲食店の事業継続の支援のため給付金を支給します。

## 【対象者】

飲食店又は喫茶店の営業をされており次の全てに該当する方

- (1) 町内に飲食営業又は喫茶営業の店舗を有する方
- (2) 食品衛生法の営業許可を受けている方
- (3) 常設の店舗があり、お客がその場で飲食できる座席等が常設されていること(持ち帰り、宅配のみの業態でないこと。※但し、令和2年中にコロナ感染症の影響で一般食堂等から持ち帰り専門店等に業態を変更された方は可)
- (4) 施設内の飲食店や宿泊者のみが利用できる飲食・喫茶店ではなく、不特定のお客が利用できる店舗であること
- (5) 令和3年3月31日以前より営業を行っている店舗であり今後その店舗で営業をする計画があること
- (6) 給付金交付要綱施行日(令和3年6月1日)において感染症予防対策を講じていること(※感染症予防対策とは、様式第1号の別紙1を参照ください)
- (7) 給付金交付申請までに令和3年度実施の町の感染症予防対策の講習を受講し必要な対策を講ずること(※講習は予約制です。事前に役場商工観光課、各支所事業部にご相談ください)
- (8) 飲食営業又は喫茶営業において、感染症の影響を受けていること

## 【給付申請の流れ(基本)】

- (1) 講習の受講(講習、チェックリスト記入)を事前予約する【申請者】
- (2) 給付金の申請書(添付書類を含む一式)の提出と合わせて講習を受講する【申請者】
- (3) 講習で受けた感染症予防対策(チェックリスト項目)を実施する【申請者】
- (4) 感染症予防対策(チェックリスト項目)の実施状況の確認を受ける【町職員が店舗に行き確認します】
- (5) 町が給付金の確定及び宣言証の交付をし、給付金をご指定の口座に振り込みます。

【給付額】

1店舗 20万円（申請は1事業者1回のみ）

【申込み受付期間】

令和3年6月3日(木) から 令和3年9月30日(木)

【提出書類・申請様式】

下記「交付申請書(様式第1号・別紙1)」をご確認いただき必要事項をご記入ください。(提出書類・添付書類は、「交付申請書の別紙1」をご参照ください。)

- 交付申請書(様式第1号・別紙1)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 交付請求書(様式第3号)

【要 綱】

- 緊急事態宣言等の影響を受ける邑南町飲食店向け給付金交付要綱

【提出先・講習の予約先】

- 邑南町役場 本庁 商工観光課 (電話 0855-95-2565 IP3020)
- 邑南町役場 瑞穂支所 事業部 (電話 0855-83-1124 IP5001)
- 邑南町役場 羽須美支所 事業部 (電話 0855-87-0222 IP6501)

【その他】

- 講習受講に要する時間は、概ね50分です。
- 各申請書は押印不要です。ただし自書でない場合(ゴム印使用等)は押印をお願いします。

【お問い合わせ先】

邑南町役場 本庁 商工観光課  
電話番号：0855-95-2565 (IP3020)